

先進急性期医療センターにおける 終末期医療の実施の基本方針について

平成22年1月28日

当院を利用される皆様へ

急性期医療を実施されている患者さんが不治と判断された時点以降（「終末期」といいます。）に行われる医療行為について、患者さんご本人またはご家族・代理人（家族以外で患者さんの利益を最大限に代表される方）の意思や希望をお尋ねすることがあります。終末期の治療方針は、一人の医師のみではなく、異なる診療科の複数の医師や、さらには看護師などの複数の医療職が加わって、患者さんご家族などとともにご決定します。

これは、患者さんの人権を尊重した医療を実施するためのものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

（趣旨）

これまでの医療においては、終末期に、ご本人の意思とは関係なく、延命治療が続けられる場合が少なくありません。終末期の患者さんに対して、担当医の判断だけで治療が行われた場合などに、あとからその治療行為の妥当性が問題視されることも少なからずあります。

これからの医療は、患者さんご本人やご家族等の意思や希望を確認し、患者さんの人権を尊重することが求められています。

患者さんの意思を医療者側に伝える一般的な方法に、遺書、公正証書、延命措置拒絶の宣言といったような、患者さんが事前に意思を表示する文書があります。

本院では、公正証書のように、患者自身の事前の意思表示書の内容の真正が公的に証明される場合には、原則としてその意思を尊重します。これ以外の公的に証明されない文書の場合は、患者さんご本人又はご家族・代理人の意思や希望を確認しながら、人権を尊重した医療を進めます。

患者さんの意識がない又は意思表示ができないと判断される場合などには、ご本人の意思を最も良く理解され代弁できるご家族の方や患者さんの代理人と医療者が、病状の経過と人道的、倫理的な面を考慮し十分に話し合いをした上で、患者さんにとって最良と思われる治療方針を決定します。

これらの経過及び内容はすべて記録され、本院の倫理委員会へ報告され、その妥当性を検証します。

＜語句の説明＞

「延命医療」＝生命維持装置を施さない場合には死に至ることが必至の状態の際に、生命維持装置により生命の延長を図る処置・治療をいいます。

「患者自身の事前の意思表示書」＝あらかじめ自身の終末期又は、終末期医療に関して、自己決定により指示している書面をいいます。ただし、本院では、本人の意思が公的に証明されている書面、具体的には公正証書（尊厳死宣言公正証書）をもって「事前の意思表示書」としており、これ以外の文書は原則としてこれに該当しないものとしています。

北海道大学病院長